

第2章 基礎戦略1

共に支え、元気と安らぎ
あふれるまちづくり





第1節 情報公開の推進

1

現状と課題

- まちづくりの推進を図るため、市の諸活動等について市民への情報提供に努めています。
今後は、情報の積極的な提供と有効活用を図るため、誰もがインターネット等を通じて、市が保有する情報を容易に利用（加工、編集、再配布等）できる、オープンデータへの取組と有効活用が求められています。
- 市民が市政に対して関心を持ち、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するには、ともに考えるための情報共有と、市民の要望や提案を市政に反映させる環境づくりが必要です。
また、市には豊富な地域資源や魅力がありますが、自治体の良好なイメージである「都市ブランド」や統一したイメージが形成されておらず、「久慈市」のブランドイメージの確立が課題となっています。

2

施策の方向（目指す姿）

① 情報の有効活用

市の諸活動等の情報の公開を推進し、オープンデータに積極的に取り組むことで、まちづくりの推進、諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化を図ります。また、住民基本台帳ネットワークシステムなどを有効活用し、新たなシステム開発・ネットワークの構築などにより、市民の行政手続きの利便性、サービス向上を図ります。

② 広聴広報の充実（市民参加の市政）

市民の市政への参画を進めるため、市民が参加・発言ができる環境づくりに努めます。

市民によりわかりやすく、読んでもらえる「広報くじ」の発行に努め、市政へ取り組みなどの情報共有を図るとともに、市民からの情報の提供・発信や広報りポーター制度、中・高生向け広報紙の発行など、市民との協働による広報活動の更なる充実に努めます。

また、市の持つ魅力や個性を市内外に向けて効果的に発信することで、都市ブランドや統一したイメージを形成し、交流人口の拡大やイメージアップ、市民の誇りや愛着心を高めるための取り組みに努めます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、提供された情報に関心を持つことにより、市政運営に対する理解が深まり、市政への積極的な参加につながることを期待されます。 市民は、オープンデータを活用することにより、まちづくりの推進、諸課題の解決が期待されます。 「市民参加の市政」を進めるため、広聴・広報活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすい事業の実施に努め、市民と市政の情報共有及び双方向の関係づくりに取り組みます。 都市ブランドや統一したイメージの形成に関わり、市への誇りや愛着心を高めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 行政が保有している情報について適正な管理に努め、必要があるものは積極的に市民に提供します。 市民との情報共有及び市民の意見を市政に反映させるなど、双方向の関係を構築します。 市の魅力や個性を市内外に向けて発信し、都市ブランドや統一したイメージを確立します。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
オープンデータ推進事業	市	久慈市ホームページ等において、機械判読に適したデータ形式及び二次利用が可能な状態でデータの公開を行う。
広聴広報事業	市	広報紙等による情報発信、市長と話そう！「ふれあいトーク」及び市政懇談会などを行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
オープンデータ項目数（件）	0	2	4	6	8	10
市長と話そう！ふれあいトーク開催数（回）	5	20	20	20	20	20



第2節 市民との協働の推進

1 現状と課題

- 市の財政状況は厳しさを増していますが、一方で新たな市政課題や市民ニーズへの対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、構造改革特区や地域再生計画、PFI（※）をはじめとする民間活力を活用したさまざまな事業手法の導入を検討する必要があります。

- 平成30年度末時点で市が保有する施設は228か所あり、延床面積は242,842㎡となっています。

限られた財源の中において、それぞれの公共施設の利用状況やニーズを考慮し、今後の管理方針を明確にしなが、適正な施設配置を進めていくことが求められます。

- まちづくりにおける大きな社会的役割を担うNPOの活動は、新たな公共の担い手として、今後はさらにその活躍に期待が寄せられていることから、「協働」、「地域づくり」の理解・意欲増進を図ることが必要です。

また、まちづくりの主体である市民、NPO、企業、行政といったそれぞれの主体が協働による地域課題の解決を積み重ね、協働事例が市内において蓄積されることが必要であることから、協働を推進するにあたっての各主体の現状把握を行うとともに、各主体の課題に応じた支援をする必要があります。

※PFI…正式名称はプライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共事業を実施するための手法の一つであり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共用施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

2 施策の方向（目指す姿）

① 新たな行政運営の検討

構造改革特区、地域再生計画、PFIといったさまざまな行政運営手法を導入することで、行財政の効率化や良質な行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上と効率的な行政運営の実現に努めます。

② 施設の有効利用

今後さらに厳しい財政状況が見込まれる中において、市民の利用ニーズを把握し、必要な施設の維持に努めるとともに、既存施設の管理形態や統廃合を含めた活用方針を明確にし、活用の見込めない施設については解体するなど適切な管理を行います。

③ NPO、ボランティアとの協働の推進

まちづくりの様々な主体の「協働」「地域づくり」に関する理解・意欲増進を図るとともに、まちづくりの様々な主体が実施する協働事業の実施支援を進めます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や自治会は、地域にある公共施設の要・不要、施設の有効な活用策などを検討することが期待されます。 ・市民等は、まちづくりに関わる各主体の役割・立場を認め、対等な立場でまちづくりに参画・参加することが期待されます。 ・事業者は、未利用施設の有効な活用策や統合・転用などの提案をすることが期待されます。 ・事業者は、経済の活性化につながる公共事業への参画が期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな事業手法を検討することにより、行財政の効率化・行政サービスの向上を目指します。 ・現在の未利用施設の貸し付けや売却などによる財源の確保を進めるとともに、公共施設の必要性について検討を行い、施設の有効的な利活用を見据えた統廃合などを行います。 ・市内外における協働事例の情報収集及び発信を図ります。 ・必要な情報を収集・発信し、市民活動に適切な補助・支援を行います。 ・様々な主体による協働の場づくりなど、協働推進のための支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業【再掲】	市、地域住民等	地域運営組織の形成プロセスにより、地域住民が描く地域の将来像を明らかにし、その実現に向けた住民主体の地域づくり活動を支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
NPO・ボランティア団体数（団体）	53	53	53	53	53	53



第3節 地域づくり活動の推進

1 現状と課題

- 近年、地域における課題は多様化しており、行政だけで解決にあたるのが難しくなっています。
- 人口減少や少子高齢化、市民のライフスタイルの多様化等に伴い、住民から行政サービスへの要望は質・量ともに増加しており、行政と住民が積極的に協働し、地域づくりに取り組むことが必要となっています。
- 地区住民が主体的に活動し、地域づくり活動を活発に展開している町内会やコミュニティ団体がある一方、人口減少・少子高齢化、世代をまたいだ交流の希薄化などにより、活動の担い手不足や活動資金難などで活動の拡大を図れない団体もあります。
- 地区市民センターへの指定管理者制度の導入については、地域コミュニティの拠点づくり及び住民自治の推進を図る上で効果的な手法であることから、コミュニティカルテづくりなど地域づくり支援を積極的に行い、指定管理を希望する地域コミュニティから順次、導入に向けた検討を進めていく必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 地域コミュニティの拠点づくり

平成29年に公民館の市民センター化を行いました。今後はこれら市民センターを各地区における地域づくり活動の実践支援を行う地域コミュニティ拠点としてさまざまな課題解決に向けた取り組み支援を行っていきます。

② 住民自治の推進

地域コミュニティの拠点である市民センターの指定管理など、住民主導で積極的に地域づくりを推進する地域コミュニティを積極的に支援するとともに、地域づくり活動を支える地域づくり人材の育成に努めます。





3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域の現状や課題を把握し、地域住民同士が描く将来像を共有し、その実現に向けた活動に主体的に参画することが期待されます。 ・自治会・町内会などが行うコミュニティ活動に積極的に参画することが期待されます。 ・地域コミュニティ（町内会・自治会、地域協議会等）は、地域づくり活動に地域住民が参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、地域住民有志による地域づくり活動を支援することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ等が行う地域づくり活動に対して、支援を行います。 ・自治会・町内会などが行うコミュニティ活動支援を通じて、地域コミュニティの拠点としての機能を強化します。 ・地域づくりに関する研修会・ワークショップを開催し、地域づくり人材の育成に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
ふるさと未来づくり事業【再掲】	市、地域住民等	地域運営組織の形成プロセスにより、地域住民が描く地域の将来像を明らかにし、その実現に向けた住民主体の地域づくり活動を支援する。
集落支援員設置【再掲】	市	市及び中間支援組織と連携して市内各地区におけるふるさと未来づくり事業の推進を図る。
地域コミュニティ振興事業	市（補助）	町内会や地域づくり団体等による地域の活性化や協働のまちづくりを推進するための活動を支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ふるさと未来づくり事業実施地区	6	6	6	7	7	8
地域づくり計画（※）策定済地区数	3	3	4	5	6	7

※地域づくり計画…地域住民の創意により地域の目指す姿、目指す姿の実現に向けた取組メニューを定めた計画。



第4節 交流・連携と移住・定住の促進



1

現状と課題

- 広域圏内の交流については、久慈広域圏内の市町村が共同により広域的な行政需要に対応するため、市町村の枠を越えた連携により、事務の共同処理を行っています。
また、久慈広域4市町村長による久慈広域行政研究会を組織し、広域的なメリットを生かした行政サービスの展開について検討を行っており、広域道の駅の整備にあたっては効果的・効率的な運営を見据えた施設整備に取り組む必要があります。
今後も、人口減少等に対応するため、広域行政組織による更なる連携により、情報の共有化を図るとともに、財政運営の効率化及びサービスの向上に努め、新たな行政サービスの展開を模索する必要があります。
- 国際交流については、姉妹都市との交流を中心に、久慈市国際交流協議会と連携しながら市民レベルでの交流を進めています。また、多文化共生社会の実現のため、市民がお互いに文化・習慣や考え方を学ぶ機会の創出に努める必要があります。
国内他圏域との交流については、共通課題を通して取り組みを進めています。また、首都圏等からの教育旅行やキャンプ受入のほか、首都圏イベントでの出店PR等による行政及び関係団体間の交流を重ねてきたところであり、観光分野以外の連携にも波及するものと考えます。
今後は、さらに、国外、国内との関わりを大切にし、共にそれぞれの地域が高め合える効果的な交流・連携を進める必要があります。
- これまでも、久慈市公式移住支援サイトKUJIターンにより、空き家バンク、仕事情報などの情報提供を行い、首都圏での移住相談会へ参加していますが、ブースへの来場者はそれほど多くない状況です。このことから、移住検討者（特にIターン）に、認知・興味をもってもらう移住体験ツアーや地域資源を活かした移住施策等の施策を更に推進していく必要があります。
また、移住を検討するにあたり、Iターン者からお試しで暮らしたいというニーズがあるものの、お試し暮らし住宅は、立地・設備ともに不評であるほか、空き家バンクは売買物件のみの取り扱いであり、移住検討者とのミスマッチが生じています。
Uターン希望者が求める仕事と市内の求人のミスマッチがUターンの障壁となっており、新たな職種の創出や短時間勤務など多様な働き方の提案が求められています。また、高校を卒業した後、進学や就職で転出した者との関係を維持・強化するために、LINE@で「んだじょう久慈」の情報発信も行っていますが、登録者数は50名以下と少ない状況です。



2 施策の方向（目指す姿）

① 広域圏内の交流・連携の推進

少子高齢化や人口減少といった厳しい環境の中で、行政サービスの維持や地方創生に向けた新たな施策展開を模索するため、広域町村との連携を強化し、情報の共有化や財政運営の効率化及びサービスの向上に取り組みます。

また、広域道の駅の整備・運営を通じて、広域4市町村内の道の駅や観光施設等への交流・連携が効果的に発揮されるよう官民連携手法により取り組みます。

② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の推進

SDGsをはじめとする共通課題に対応するため、国内の他自治体や民間企業など多様なステークホルダーとの連携に積極的に取り組み、行政間の連携のみならず、市民レベルでの交流・連携も活発となり、歴史、文化など社会活動分野においても共に高め合える関係を構築するよう積極的に取り組みます。

また、国籍や言葉などの違いに関らず、全ての市民がお互いに文化・習慣や考え方を理解し、共に生きる多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進

農林水産業など特色ある一次産業の魅力発信のほか、Kターン者採用を行う市内事業者、すでに市内に移住している方々と連携し、市全体を挙げたさまざまな視点から支援を行い、北三陸ふるさと大使や市ホームページ、移住相談会の開催などにより広く魅力を発信するよう努めます。

また、移住・定住施策については、①「認知・興味を持ってもらう施策」、②「関係を強化する施策」、③「移住を促進・支援する施策」、④「定住を促進・支援する施策」、⑤「出身者との関係を維持・強化する施策」に分けられますが、特にも、自ら希望して就職・転職する20代～30代の久慈市出身者との関係を維持・強化する施策を重点に取り組みます。





3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、市民レベルでの交流・連携に積極的に参画することが期待されます。 ・自治会は、移住者受入れに向けたサポート体制の充実を図ることが期待されます。 ・関係団体などは、交流の促進に協力することが期待されます。 ・事業者は、求人情報の積極的な提供を行うとともに住まいの提供が期待されます。 ・北三陸久慈市ふるさと大使は、市外に魅力を発信することが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域圏内の交流・連携により財政運営の効率化及びサービスの向上に努めるとともに、新たな行政サービスの展開を図ります。 ・広域道の駅の整備・運営を通じて、広域4市町村の道の駅や観光施設等への交流・連携が効果的に発揮されるよう官民連携手法により取り組みます。 ・首都圏等からの教育旅行等の受入を進め、都市住民との交流が図られるよう取り組みます。 ・多様化する課題に対応するため、共通課題を持つ自治体・民間企業との提携を進めます。 ・市民レベルの交流・連携が効果的に発揮されるよう支援します。 ・移住者支援に向けた情報の整理と支援体制・ネットワークづくりを強化します。





4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
八戸・久慈・二戸三圏域連携事業	市	三圏域の地域振興に向けた意見交換や専門部会による共通課題解決に向けた事業を実施する。
広域道の駅整備事業【再掲】	広域4市町村	官民連携手法を用いた広域道の駅の整備及び運営を行う。
国際交流事業	市・久慈市国際交流協議会	姉妹都市との交流を中心に、久慈市国際交流協議会と連携しながら市民レベルでの交流を進める。
教育旅行等受入推進事業【再掲】	市、久慈市ふるさと体験学習協会	教育旅行等の受入及び民泊家庭改修補助
移住定住促進事業	市（補助）	移住・定住促進のための情報発信及びPR活動を行う。 また、市外から久慈市に移住・定住を希望する方が市内の住居を取得・賃貸する際の一部を補助する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
中高生海外派遣事業派遣者数（人）	8	10	10	10	10	10
教育旅行等受入件数（件）	61	58	63	65	67	70
行政の関与による移住（世帯）	14	16	18	20	22	24
行政の関与による移住者（人数）	16	18	20	22	24	26



第5節 社会福祉の充実

1

現状と課題

- 高齢者や障がい者、子育てに関する支援は、地域住民の理解と協力を得ながら市と協働で進めることが重要です。
しかし、福祉コミュニティが持つ共助力の必要性は感じていても、高齢化等に伴う地域活動の参加者の減少により活動の充実が図られにくいことが課題となっています。
また、地域の課題が複雑化・多様化しているため、地域だけでは課題を解決することが困難な事例が見られ、行政や関係団体、サービス提供事業所などが連携しコミュニティを支えていく必要があります。
- 平成27年4月1日施行の「生活困窮者自立支援法」で定められた必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」及び任意事業である「家計改善支援事業」を実施しています。また、令和元年からは、任意事業の「就労準備支援事業」を実施し、各関係機関と連携しながら生活困窮者の自立へ向けた支援に取り組んでいます。
今後も、困窮世帯の多様化する課題に応じた支援に取り組んでいく必要があります。
- 平成30年度から国民健康保険の都道府県化が行われ、県と連携し安定した制度運営に取り組むこととなりました。しかし、一人あたりの医療費は増加し続けており、厳しい財政運営が見込まれるなか、制度の安定化並びに保障の持続のための取り組みが必要となっています。
また、国民年金制度は、老後、障害、遺族の保障において大変重要な制度であることから、引き続き、無年金、低年金者の防止のため制度周知や相談の充実に取り組む必要があります。

2

施策の方向（目指す姿）

① 福祉コミュニティの充実

見守りや支えあいが積極的に実施され、住み慣れた地域で生活を続けられるための地域の共助力を育てることで、福祉コミュニティの醸成を目指します。

幼少期からのボランティア活動や福祉教育を通じ、郷土愛を持った人材や福祉コミュニティの担い手の育成に努めます。

避難行動要支援者名簿について、市と町内会等とで協定を締結し共有することで地域の防災力の強化に努めます。

制度や部署を超えた連携体制を整え、関係団体などとのネットワークを形成することで、福祉コミュニティを支援する体制の充実を目指します。

② 生活困窮者等への支援体制の充実

生活困窮者自立支援法に定められた必須事業である自立相談支援事業の実施により、



貧困世帯に対する地域の相談支援体制を確保し、任意事業についても生活困窮者の状況に応じた各種支援を実施し、貧困からの脱却と地域福祉の充実を図ります。

③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国民健康保険制度の理解を図り、各種届出、手続が適正に行われるよう広報やパンフレットなどによる普及・啓発を行うとともに、国保特定健康診査の受診率の向上及び健診結果を活用した保健指導により、住民の健康増進、重症化予防などにより医療費の抑制に努め、国民健康保険制度の安定的な運営に努めます。

また、国民年金制度の広報活動、年金相談の充実により、高齢者や障がい者、遺族などの経済的に安定した生活基盤の確立に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、見守り・支えあいに積極的に参加し、福祉コミュニティの一員として活動を推進することが期待されます。 ・市民は、国保及び国民年金制度に対する理解と適正な手続き、国保税や国民年金保険料の期限内納付、特定検診や特定保健指導の受診を適切に行うことが期待されます。 ・地域は、見守り・支え合いを充実させ、福祉コミュニティの醸成に取り組むことが期待されます。 ・関係団体は、業務を通じた連携体制を構築し、課題解決に向けた協力をを行うことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉コミュニティの形成を積極的に推進し、見守りや支え合い活動の充実を強化します。また、関係機関の連携を強化し、地域活動を支える基盤づくりに努めます。 ・生活困窮者などに対する相談支援体制を確保し、安心して生活できる地域づくりに努めます。 ・国保及び国民年金制度の周知・啓発、年金相談の充実、資格適用の適正化、レセプト点検の強化、特定健診などの受診率向上、ジェネリック医薬品利用率の向上、医療費の適正化、国保税及び国民年金保険料の収納率の向上に向けた対策に努めます。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
避難行動要支援者支援事業【再掲】	市、町内会等	市と町内会等との名簿共有による見守り体制等を整え、申し出のあった町内会等と協定を締結し地域の防災力の強化につなげる。
地域見守り協力事業	市、事業所等	市内の事業所等と協力・連携し、業務の範囲内で市民の自宅を訪問した時に何らかの異変を察知した場合の速やかな連絡体制を図り、地域の見守り体制の一助とする。
生活困窮者自立相談支援事業	市	生活困窮者の包括的な相談窓口として相談に応じ、その課題に応じた支援計画を作成するほか、関係機関との調整、支援状況の確認を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
福祉コミュニティ組織率（％）	52.1	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0
避難行動要支援者台帳登録率（登録者数／対象者数）（％）【再掲】	66.2	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0
地域見守り協力事業参加事業所数（件）	51	55	60	65	70	75
生活困窮者新規相談受付件数（件）	129	120	120	120	120	120
国保特定健康診査受診率（％）	47.0	54.8	57.4	60.0	60.0	60.0
国民健康保険税収納率（現年分）（％）	95.8	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
国民年金保険料納付率（％）	74.9	76.0	77.0	78.0	79.0	80.0



第6節 高齢者福祉の充実



1 現状と課題

- 高齢化に伴い、一人暮らし高齢者、介護を必要とする高齢者、認知症の高齢者など、支援が必要な高齢者が増加しています。また、少子高齢化と人口減少により核家族化や家族内の関係性の変化、地域との関係性も希薄化しており、支援を困難にしている面があります。

高齢者が介護や支援が必要となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、自助・互助による支え合いの取組、また、多種多様な関係機関との連携により、各種施策を推進する必要があります。

- 介護保険制度改正により、平成27年4月から特別養護老人ホームの新規入所者は原則要介護度3以上となり、医療機関の入院期間が短縮されたことなどもあって、入所待機者は増加傾向にあります。また、従来の介護サービスだけでなく、介護予防事業や生活支援サービスの充実など、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくりが求められています。

介護施設の整備については、介護保険料への影響が大きいことから、高齢者数の推移や地域環境の変化などを総合的に勘案しながら取り組む必要があります。

- 人口減少に伴う地域活動の担い手不足が懸念されており、高齢者が地域活動の担い手として活躍することが期待されています。

老人クラブなどの地域団体は、地域貢献活動や世代間交流を積極的に実施していますが、参加者の高齢化により活動の停滞が見られ、担い手の確保や育成が課題となっています。

2 施策の方向（目指す姿）

① 地域包括ケアシステムの推進

市民、地域、医療や介護などの関係機関と連携を深め、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に積極的に取り組みます。

高齢者が、一人ひとりの状態に応じた生活を継続できるよう、生活習慣病や認知症の予防など介護を予防する「自助」の取り組みと、「互助」による地域の支え合いの取り組みを推進します。

② 介護サービスの充実

高齢者が介護や支援が必要となった場合でも、住み慣れた地域での生活を維持・継続



できるよう、介護ニーズに応じた介護サービスの充実に努めます。また、施設や人材などの介護資源は限られていることから、関係機関と連携・協力し、介護保険外サービスの充実や、地域の支援体制構築を目指します。

介護施設の整備は、久慈広域連合（構成市町村：久慈市、洋野町、野田村、普代村）が3年ごとに策定する「介護保険事業計画」において計画されるものとなっており、必要な施設の整備が図られるよう協議します。

③ 生きがいづくりへの支援

高齢者が、健康づくりや地域の介護予防を推進する担い手となり、社会的な役割を持つことにより生きがいを持って生活できるような体制づくりを目指します。

また、これまでの豊富な知識や経験を生かした地域活動や、趣味やスポーツを通じた生きがいづくり、世代間交流や老人クラブ、ふれあいサロンへの参加を通じた地域との交流を促進します。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自らが健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防に取り組む、多様な参加の場や働く場などで活躍することが期待されます。また、在宅での生活を継続できるようニーズに応じた医療・介護・予防・生活などの支援を受けながら、介護予防、重度化予防に取り組むことが期待されます。 ・地域は、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、見守り・生活の支え合いなど関係者と協力しながら互助による助け合いを推進することが期待されます。 ・事業者・関係機関は、業務・事業を通じた連携体制を構築し、課題解決に向けて協働することが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進に積極的に取り組み、高齢者一人ひとりの状態に応じた生活を継続できるよう、高齢者が生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを目指します。 ・介護保険サービスや生活支援サービスの体制整備に努めます。また、介護施設の計画的な施設整備に努めます。 ・高齢者の地域での多様な参加の場や活躍の場を支援し、生きがいを持って生活を続けられる体制づくりに努めます。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
地域包括支援事業	市	権利擁護、生活支援等の保健・医療・福祉に関する相談や支援を包括的・継続的に実施する。 多種多様な関係機関との連携と協働による医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組む。
介護予防・日常生活支援総合事業	市	「いきいき百歳体操」等の一般介護予防事業を実施する。 「わんつっこ訪問サービス事業」等の介護予防・生活支援サービス事業を実施する。
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	市（補助）	要介護高齢者、重度身体障害者の住宅の段差解消、手すりの設置等を支援する。
介護サービス施設等整備事業	市（補助）	介護保険事業計画に掲載されている介護サービス施設の整備を支援する。
ふれあいサロン事業【再掲】	市、社協（補助）	高齢者を対象としたひきこもり防止などを目的に親睦会や交流会を開催する小グループを支援する。
高齢者生きがい支援事業	市	高齢者の生きがいづくりを目的に老人クラブ活動等を支援する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
高齢者に占める重度要介護認定率（要介護3～5認定者）（%）	6.45	6.40	6.40	6.35	6.35	6.30
いきいき百歳体操実践者数（人）	1,075	1,120	1,140	1,160	1,180	1,200
ふれあいサロン延べ参加者数（人）【再掲】	13,790	14,700	14,800	14,900	15,000	15,100
老人クラブ連合会加入者数	2,096	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100



第7節 障がい者福祉の充実

1

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域において、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
そのためには、障がいに対する理解や市民と障がいを持つ人々との交流の促進により差別や偏見などの心のバリアをなくすとともに、スポーツ・文化活動などの日中活動の充実や就労への支援を継続していくことが必要です。
- 障害者手帳の所持者のうち、身体障がいについては減少傾向に、知的障がい及び精神障がいについては増加傾向にあります。障がいの種別にかかわらず、障がいを持つ人々が自立した日常生活や安心した社会生活を送るためには、利用者の視点に立った利便性の高いサービスの提供が求められています。
このため、相談窓口や各種サービスの情報提供の充実を図るとともに、居宅サービスの充実を図る必要があります。
- 就労は、経済的な自立を確立するうえで非常に重要です。障がい者雇用の指標の一つである実雇用率については、当地域の数値は国・県に対して高位であるものの、規模が小さい事業所が多いという地域特性から、障がい者の就労を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
このため、支援団体との連携による職場開拓の実施などにより、障がい者の就労支援を図るとともに、地域活動支援センターの利用等を通じて社会参加を支援していく必要があります。
- 障がいを持つ人々が身近な地域で安心して社会生活を送るためには、相談支援事業や成年後見制度の利用促進のほか、久慈地域障害者自立支援協議会及び個別案件ごとのケース検討会などが継続されるなど、地域の保健、医療、教育、雇用等関係機関との連携を継続していく必要があります。





2 施策の方向（目指す姿）

① 障がい者福祉サービスの充実

障がいを持つ人々が住み慣れた地域で、能力や適性に応じ自立した日常生活と社会生活が送られるようにするため、障害者総合支援法に定められた介護給付等の障がい福祉サービスや自立支援医療の利用を支援するとともに、日常生活用具の給付や移動支援をはじめとする地域生活支援事業が多様なニーズに対応したサービスとなるよう努めます。

② 社会参加への支援

共生社会の実現を目指すため、障がいに対する理解を深めるための講演会の開催を継続するとともに、地域活動支援センター等の利用によるスポーツ・文化活動などを通じて市民と障がいを持つ人々との交流を図りながら、心のバリアフリーを促進します。また、関係機関との連携と訓練等給付の利用支援により、就労への支援に努めるなど、障がいを持つ人々の生活の質の向上と社会参加を促進します。

③ 支援体制の充実

障がいを持つ人々が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の保健、医療、教育、雇用など関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが期待されます。 ・事業者は、多様かつ適切な福祉サービスの提供、障がい者の就労に対する理解を深め、就労につながる実習及び職場開拓などのサービスの提供と雇用義務の適切な履行、障がい者の処遇の充実に向けた情報を提供することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口及び福祉サービスの充実と支援を行います。 ・関係機関と連携し、就労に関する情報提供や社会参加のための支援を行います。 ・福祉サービスの充実に向けた支援体制を強化します。 ・成年後見制度の周知・啓発、相談、法人後見の受任、市民後見人養成等を支援します。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
福祉タクシー事業	市	重度障がい者の社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成する。
障害者等相談支援事業	市（委託）	障がい者や家族等からの相談に応じて、情報提供と助言を行う。
地域活動支援センター事業	市（委託・補助）	創作活動や生産活動を通じて社会との交流促進を行う取り組みを支援する。
日中一時支援事業	市（補助）	障がい者の介護者の一時的な休息を確保するための取り組みを支援する。
久慈地域成年後見センター事業	市（委託）	制度の周知・啓発、相談・申立て支援、法人後見の受任、市民後見人養成等の業務を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
居宅・日中活動系サービス利用者（人）	360	365	370	375	380	385
実雇用率（％） ※ハローワーク公表資料	2.64	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85
成年後見制度の個別相談件数（件）	128	130	135	140	145	150





第8節 地域医療の充実



1 現状と課題

- 平成30年12月末現在、久慈医療圏では、人口10万対医師数が全国平均258.8人、県平均215.4人に対し141.9人であり、県立久慈病院を含めた医師の絶対数が不足しています。

当該地域唯一の中核病院である県立久慈病院においては、常勤医師が不在の診療科が増えており、特にも周産期母子医療体制の充実と強化が求められているほか、市内医療機関、介護保険施設などの看護師不足も課題となっています。

また、感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実も重要な課題となっています。

国保山形診療所は、山形町地区唯一の医療機関であり、高齢者を中心としたかかりつけ医や住民健診などの受け皿として、地域住民の日常的な診療や健康管理を担っています。

医師不足の中、「自らの健康は自分で守る」という意識を持ち、積極的な疾病予防と、各種がん検診健康診査の受診により早期発見早期治療がなされるよう、市民の意識の向上を図っていくことが課題です。

また、かかりつけ医の定着化をはかり、不急な病状の場合は、救急医療機関での受診を控えるなどして、医師をはじめとする救急医療従事者の疲弊が進まないよう、医療現場の負担の軽減が課題です。

- 効率的で質の高い医療などのサービス提供が持続できるようにするため、県立久慈病院、市内医療機関、施設、薬局などについて、一層の連携が課題となっています。

2 施策の方向（目指す姿）

① 医療機関の充実

市民の健康を守るため、中核病院である県立久慈病院の周産期医療及び小児医療体制の確保や、医師招聘の要望を実施するほか、将来の地域医療確保のための医学部進学、医学生への修学等を支援し、医師育成に努めるとともに、関係機関と連携し感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実に取り組みます。

また、地域医療が後退しないよう、かかりつけ医の普及・定着、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた適切な受診行動の喚起に努めます。

救急医療の中核病院への負担偏重の軽減と初期救急医療体制を確保するため、久慈医師会の協力を得て、休日在宅当番医の委託事業にも取り組みます。



② 医療機関の連携

県立久慈病院と市内医療機関、介護施設、薬局などとの連携を図り、医療、介護等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備に取り組みます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域全体で医療を守ることを認識を持ってかかりつけ医などをもち、症状や各医療機関の役割に応じた適切な受診をすることが期待されます。 ・医療機関は、医師をはじめとする医療人材の育成支援の役割を果たすことが期待されます。 ・県は、医師の適正配置、診療応援など、関係機関と連携し地域医療の確保に努めるとともに、医学生への修学支援や地元医科大学・臨床研修病院と連携した医療人材の育成について取り組むことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、医師などの人材確保と育成について努めるとともに、関係機関などと連携して久慈市出身者の育成について取り組みます。 ・医療機関、薬局、介護施設の連携の体制づくりの支援を行います。 ・県や医療機関と連携し、妊産婦支援に努めます。 ・感染症対応医療機関の整備・充実について、県、医療機関、その他の関係機関と連携して取り組みます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
市町村医師養成事業	県、市	将来、県立病院及び市町村立病院等で医師業務に従事しようとする者に対し、市町村医師養成修学資金の貸付を行う岩手県と県内市町村の協同実施事業を行う。
休日在宅当番医事業	市、医師会（委託）	久慈医師会の協力を得て、休日の診療体制を確保する。
看護師養成事業	市	将来、市内医療機関での従事を希望する看護学校等の学生への奨学資金の貸付を行う。
母子保健・お産・育児支援事業	市	安心・安全な周産期医療体制の確保及び育児支援を推進する。



5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
久慈医療圏人口10万人当たりの医師数（人）	141.9	-	147.9	-	150.1	-
看護師奨学生地元就職者数（人）（累計）	2	3	4	5	6	7

※久慈医療圏人口10万人当たりの医師数のR 1の欄はH30の数値を使用。





第9節 保健活動の充実

1

現状と課題

- 少子化や子育て世代の孤立化、核家族や共働き世帯の増加など子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。生涯にわたって心身ともに健康的な生活を営むためには、乳幼児期が基盤となり、子どもの健やかな成長には、妊娠期からの継続的な支援が必要です。

また、子どもを希望しているものの、子どもに恵まれない夫婦に対して、高額な治療費がかかる不妊治療の経済的な負担軽減を図ることが必要です。

- 市の死亡原因の上位にある悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患などは、生活習慣病の予防や検診による早期発見により、発症を遅らせたり症状を改善することができます。そのためには、定期的に検診を受けるなど、各自で自身の健康管理に努めることが重要です。

- 関係機関の協力により取り組みを進め、自殺率は中長期的に減少しています。しかし、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることから、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

- 口腔機能の状態と全身の健康状態は関連があり、歯を失う原因として最も多い歯周疾患を予防するために、早期の歯周疾患予防対策が必要です。

幼児のう歯有病率は全国・県平均と比べると高い傾向にあります。また、成人についても、令和元年度の健康意識調査によると80歳以上で20本以上歯が残っている人は22.6%となっています。

- 近年、既成食品が家庭の食卓に並ぶ機会が増え、自分でバランスのとれた食事を選ぶ力を身につけることがより大切となっています。このように、食習慣が多様化するなか、学校・家庭・地域が連携し、早い時期から望ましい食習慣の形成に努める必要があります。

また、朝食欠食率は依然として高く、引続き朝食の大切さの普及啓発が必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

① 次世代からの健康づくりの推進

子供を望む夫婦に対する治療費の助成など安心して出産や育児ができるための支援体制の充実を図ります。

また、各種乳幼児健診や相談の充実及び受診率の向上を図り、疫病、発達遅延等の早期発見・早期治療に努めます。



② 成人の健康づくりの推進

各種がん検診、健康診査の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を図り、個々に合った健康づくりの実践ができるよう支援します。

③ こころの健康づくりの推進

関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。

また、相談窓口の周知とこころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりの知識の普及啓発を行います。

また、妊娠期・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の4つのライフステージの特性に合った適正かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進します。

⑤ 食育の推進

生涯にわたって食育を実践できるよう、食に関する正しい知識、情報の普及啓発に努めます。また、関係機関と連携し、効果的な食育の推進に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割

- ・市民は、幼少期から健康的な生活習慣について理解を深め、健康の保持増進に努めることが期待されます。
- ・市民は、「自分の健康は自分で守る」として、適切な運動習慣を身に付け、各種健診を確実に受診することが期待されます。
- ・市民は、心の病気について正しく理解し、ストレス解消と生きがいを持った生活を送ることが期待されます。
- ・市民は、ゲートキーパーの知識を身に付け、地域の見守りを行います。
- ・市民は、定期的に歯科健診を受診し、歯と口腔の健康づくりに努めることが期待されます。
- ・市民は、子供の頃から良い食習慣を身につけるよう努めることが期待されます。
- ・保育園や学校は、正しい食生活や運動・遊びを通じた健康な身体づくりの指導に努めることが期待されます。
- ・保育園や学校は、定期的に歯科健診を実施し、正しい歯磨き方法や食生活の指導に努めることが期待されます。
- ・保育園や学校は、適切な食生活について指導し、正しい知識の普及に努めることが期待されます。



第2章 基礎戦略1
第9節 保健活動の充実

第1章
序論

第2章
基本構想

第3章
SDGsの取組

第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付属資料

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業者は、検診などを通じて、児童、生徒、勤労者の健康増進を図ることが期待されます。 ・事業者は、安心安全な食の提供、食材に関するアドバイスを行うことが期待されます。 ・事業者は、こころの病気について正しく理解し、十分な休養や睡眠が確保できるような職場づくりに努めることが期待されます。 ・自治会は、地域を対象とした健康づくり教育、取り組みについて支援することが期待されます。 ・自治会は、こころの病気に対する偏見がない地域づくりに努めることが期待されます。 ・歯科医療機関は、歯科健診を行い、むし歯や歯周病予防について正しい口腔衛生指導に努めることが期待されます。 ・県は、健康課題に関する情報提供や検診事業に関する支援、市民の健康づくりに関しての知識の普及啓発を図る役割を果たすことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県母子保健事業を通して、幼少期からの健康づくりについて意識啓発を図るとともに、妊娠から出産・育児まで継続した体制づくりと体制強化の支援を行います。 ・各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導などについて、受診率向上に努めます。 ・保健医療福祉、教育、職域、警察、消防、民間団体、ボランティア等様々な機関のネットワークにより、地域の自殺対策を効果的に推進します。 ・自殺対策に係るネットワーク会議ではハイリスク者の早期発見・早期介入のため対策の検討や連絡体制の構築を図ります。 ・ライフステージに合った歯と口腔の健康づくりについて体制と強化の支援を行います。 ・生涯を通じ健全な食生活が実践できるよう体制づくりと強化の支援を行います。 ・地場産物の活用や旬の食材を使った家庭料理の普及に努めます。 ・食生活改善推進員を養成・育成することで、地域での食育を推進することが期待されます。





4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
健康増進事業	市	各種検診事業を実施する。
母子保健・お産育児支援事業	市	妊婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導を実施する。また、交通費助成や新生児聴覚検査の助成、子供を望む夫婦に対する治療費の助成等を実施する。
心の健康づくり事業	市	妊娠期から成人高齢期における各種事業を通じて自殺予防の普及啓発を実施する。
歯科保健事業	市	歯科健診や保健指導を実施する。
食育推進普及啓発事業	市	働き盛り世代へのレシピ紹介など、食育の普及啓発に努める。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
乳児全戸訪問実施率（％）	99.0	100	100	100	100	100	
3歳児健康診査受診率（％）	99.0	100	100	100	100	100	
がん検診受診率（％）	胃がん	17.9	28.6	33.9	39.3	44.6	50.0
	肺がん	32.7	38.5	41.3	44.2	47.1	50.0
	大腸がん	29.7	36.7	40.3	43.9	47.4	50.0
自殺率（人口10万人対自殺者数）※	20.5	22.5	20.9	19.2	17.6	16.0	
3歳でむし歯がない子の割合（％）	78.0	81.0	82.5	84.0	85.0	86.0	
40歳の歯科健診を受診する人の割合（％）		20.0	20.5	21.0	21.5	22.0	
朝食の欠食率（％）（中学3年生）	5.5	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	

※自殺率の令和元年度の基準値は公表されている平成30年度の数値を使用。



第10節 自然景観の保全・創造と活用



1

現状と課題

- 市は、久慈平庭県立自然公園や総延長が国内上位の鍾乳洞である「内間木洞」、平成25年に創設された「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイル」及び「三陸ジオパーク」など優れた自然景観に恵まれています。

平庭高原の白樺林については、370ha、約31万本にわたる日本一の白樺美林とされていますが、近年倒木等が目立ち始めていることから、今後、専門家の意見を聞きながら保全活動に取り組むとともに、自然公園等について市内外の方々に理解いただき、より多数の方々に安全・快適に利用いただくよう、施設の維持管理による景観の保全に取り組む必要があります。

また、三陸ジオパークに関しては、4年に1度の再認定審査を控えていることから、市域を超えた三陸全体での活動につなげていくことができるよう、関係団体と連携した取り組みが必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

○ 自然資源の理解と活用

平庭高原の下草刈りや倒木処理を行い、光量を増やすことで白樺林の維持・保全に努めます。また、日本一の白樺美林と言われる素晴らしい景観を次世代に引き継ぐため、関係機関や大学等と連携した調査・保全活動を実施するとともに、周辺の整備については景観を損なうことがないよう配慮した景観形成に努めます。

この地域でしか体験することのできない「歩く旅」を楽しむ「みちのく潮風トレイル」では、景観に配慮しながら利用者の利便性を考慮した施設整備や標識設置など維持管理に努めます。

三陸ジオパークについては、ガイドなどによる学習・体験を通し市のジオサイトの理解を深める機会を設けるとともに、地形・地質遺産の保護を行います。また、他市町村のジオサイトを学ぶ機会を設けるなど、市域を超えた交流・連携につなげる取り組みを行っていきます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者は、自然景観や環境に配慮した活動を行うことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市の恵まれた自然環境が守られるよう適正な管理運営に務めるほか、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークの普及を図り、利用促進に努めます。 平庭高原白樺林の下草刈りや倒木処理等に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
観光施設維持管理事業	市	観光施設（自然公園等保護管理含む）の維持管理により利用者の快適かつ安全な利用を図る。
グリーン復興プロジェクト推進事業費	市	みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークの環境整備等を行い、利用者の理解の促進と快適かつ安全な利用を図る。
平庭高原白樺林環境保全事業	市	平庭高原の下草刈りや倒木処理等を行い、白樺林の維持・保全を図る。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
みちのく潮風トレイル利用者数（人）	132	600	650	700	700	700

※R 1 はみちのく潮風トレイル利用促進協議会（R 1 解散）積算の踏破認定数。R 3 以降は協議会が解散されているためトレイルカウンターによる利用者数とした



第11節 環境対策の推進

1

現状と課題

- 市では、騒音、悪臭、水質汚濁といった事業活動に起因する公害に対して、事業者の努力や行政の規制・指導などにより快適な生活環境を維持するよう努めています。近年は、家庭生活に起因する悪臭や騒音の問題も顕在化しているため、事業活動による公害とともに解決が求められています。また、山林や河川敷へのポイ捨てやテレビ、冷蔵庫、タイヤなどの不法投棄が後を絶たない状況です。このため、市の恵まれた自然や生物の生育環境を保全するためにも、環境保全対策の充実と市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、不法投棄の防止対策の強化を推進する必要があります。
- 市内のごみ総排出量は、近年、人口減少に伴い減少傾向にありますが、市民一人当たりの排出量に換算すると横ばいになっています。また、ごみの総排出量のうち資源物の占める割合は、近年、増加傾向にあるものの依然として県平均を下回っている状況です。今後は、ごみの減量化及び資源化率向上のため、指定ごみ袋制度の定着やごみの分別に関する啓発活動の実施など、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）及びRecycle（再利用）といった3Rを促進するとともに、関係機関と連携し新たな資源物品目の検討など、資源循環型社会の構築に取り組んでいく必要があります。
- し尿処理施設は、新施設が令和3年度から供用開始となっています。ごみ焼却場の延命化工事も令和2年度に完了したところです。一方で、最終処分場の残余容量が残り少ないにもかかわらず、次の候補地の目途が立っていない厳しい状況であり、最終処分量の削減や最終処分場の延命化を図る取り組みが必要です。





2 施策の方向（目指す姿）

① 自然環境の保全と創造

貴重な自然環境や市民の健康で快適な生活環境を保持するため、騒音、悪臭、水質汚濁などの監視・調査の強化に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止に向け市民と事業者及び行政が一体となった取り組みを推進します。

また、良好な環境を将来にわたって継承するため、市民の自然環境保全の意識啓発に努め、生物の貴重な生息場所である森林や水辺などの保護、保全に努めます。

② 資源循環型社会の推進

指定ごみ袋制度の導入をきっかけとした、ごみの減量化・資源化の推進及びごみの分別・適正排出の推進に努めます。

また、資源の消費抑制と健全な資源循環を確保するため、市民・事業者と協働しながら循環型社会に貢献するまちづくりに努めます。

③ 衛生施設等の整備改善

ごみ処理施設や最終処分場の延命を図るため、排出抑制やリサイクル、ごみ分別等の適正処理を推進します。

また、近年のライフスタイルの変化や、人口減に伴うごみ量の減少など、多様化するごみ質の変動などにも対応していくため、効率的な施設整備のあり方について関係機関と検討してまいります。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、環境や資源循環型社会に配慮した日常生活を送ることが期待されます。 ・事業者は、各種規制基準を遵守するとともに、自主的なごみの減量化計画の作成及び過剰包装の抑制に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策の充実と環境保全意識の醸成に取り組めます。 ・環境教育・普及啓発活動の実施、過剰包装の削減及び不法投棄対策に取り組めます。 ・市民及び事業者と一体となって、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築に努めます。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
環境パトロール員設置事業	市	不法投棄の未然防止や早期発見のため、環境パトロール員を委嘱し巡回監視等を実施する
快適生活環境確保対策事業	市、自治会等	早朝一時間清掃や自治会等の行う側溝清掃の支援を行う
環境保全対策事業	市	公害の未然防止や環境状況の把握のため、各種測定を実施する
資源循環型都市づくり推進事業	市	自治会等が実施するごみ収集施設等の整備を支援するとともに、ごみ分別説明会を実施し、分別収集を推進する

5 目標（基準：令和元年度）

指標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
公害苦情受付件数（件）	7	7	7	7	7	7
市民一人あたりの年間のごみの排出量（kg）※	378.3	365.4	359.0	352.6	346.2	339.8

※年間ごみ総排出量と年度平均人口から算出





第12節 市民生活の充実

1 現状と課題

- 市では、市民の抱える問題にきめ細やかに対応するため、法律相談、人権相談、行政相談などを定期的で開催していますが、近年、その相談内容は複雑化・多様化しており、より専門的な解決方法やアドバイスが求められています。
- 市では、消費者被害の未然防止と消費者教育を目的とした、消費者力アップ講習会を開催し、消費者啓発活動や生活（衣食住）に関する情報提供を行っています。
今後は、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた消費者教育のため、必要な研修の開催や情報収集に努めるほか、学校教育における消費者教育活動への積極的な参画の促進が必要となっています。
- 消費者を取り巻く環境は、パソコン・スマートフォンなどの普及に伴うインターネットトラブルや、高齢者や障がい者などの社会的弱者を狙った悪質商法など、一層複雑化・多様化しています。また、消費者事故や消費者トラブルは、社会経済状況の変化に伴い、その内容が大きく変化するほか、商品・サービスなどの変化により次々と新たな消費者問題が生じています。
今後も、消費生活の安定・向上を確保するため、より高度で専門性の高い相談対応が求められています。
- 市内の刑法犯認知件数は、平成30年は104件、令和元年は72件と総数は減少していますが、非侵入窃盗が多く発生しています。
交通事故件数については、平成30年は694件、令和元年は723件と増加しておりますが、死亡事故件数は、平成30年は5件、令和元年は2件と減少しております。また、飲酒運転の検挙状況については、平成30年は7件、令和元年は12件と増え、依然として後を絶たない状況です。
今後においても、犯罪のない安全な市民生活の確保、交通死亡事故ゼロ、飲酒運転の撲滅を実現するため、市、市民及び関係団体が、各々の責務を果たしながら連携協力し、安心安全なまちづくりに取り組む必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① きめ細やかな生活相談の推進

無料法律相談については、利用率の高い相談会となっていることから、今後とも弁護士会との連携を深め、高度化・専門化する相談に対応できるよう体制の強化に努めます。

また、国が委嘱する相談員による人権相談や行政相談については、その制度内容をより市民に浸透させるため、市の広報紙やホームページなどを通じて、さらに相談日程などの周知に努めます。



② 消費者教育・消費者保護対策の充実

消費者教育の充実を図るため、広報紙やホームページ等を利用した消費に関する知識の普及啓発活動を行うとともに、消費者が自ら進んで知識を習得できるよう、出前講座や各種講習会を開催し、消費生活における被害防止に努めます。

また、消費者被害が深刻化・拡大する前に、情報をできる限り早期に把握し、消費者への注意喚起に努めるとともに、消費生活相談員の資格保有率・研修参加率の向上を目指すなど、寄せられる相談や苦情に迅速に対応できるよう努めます。

③ 交通安全・防犯対策の推進

犯罪のない明るく住みよい安全な地域社会の構築を目指し、市民と行政が一体となってその実現に努めます。また、防犯効果をより高めるとともに長寿命化を図るため、防犯灯の適正な維持管理に努めます。

交通事故防止については、交通安全計画に基づき、各交通安全運動期間の啓発活動、各年齢層に応じた交通安全教室などの実施により、交通死亡事故ゼロ、交通事故総量の削減に取り組みます。また、飲酒運転撲滅のため、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、心配事がある場合、早めに相談窓口を利用することが期待されます。 ・市民は、消費生活に関する知識の自主的な習得を目指し、消費生活（多重債務）問題を抱えた場合に相談窓口を利用するなど、トラブルを未然に防止または最小限に抑える行動をすることが期待されます。 ・市民は、防犯及び交通安全のために必要な知識や技術の習得に努めるとともに、運転マナーやモラルの向上に努めることが期待されます。 ・自治会は、犯罪と交通事故のない地域づくりに取り組むことが期待されます。 ・事業者は、消費生活に関連する法令を順守し、商品・サービスに関するわかりやすい情報の提供に努めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日程などわかりやすい情報の提供と、相談会開催などの相談体制の充実支援を行います。 ・消費者意識の啓発や消費者が知識を習得できる環境の整備に努めます。 ・関係機関などとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。また、情報共有・情報提供や、適切な相談窓口への紹介など、支援の充実に努めます。 ・警察及び関係団体と連携し、地域の防犯・交通安全活動を支援するとともに、犯罪のないまちづくりの推進、交通死亡事故ゼロ、飲酒運転の撲滅を目指し、各種啓発活動を実施します。 ・防犯効果をより高めるとともに長寿命化を図るため、防犯灯の適正な維持管理に努めます。



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
市民相談事業	市	市民の法的知識を要する相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を開催する。
人権相談事業	市	市民の人権に関する相談を受けるため、人権擁護委員による定例相談会を開催する。また、人権意識の高揚を図るため啓発活動を行う。
行政相談事業	市	市民の行政に対する相談や意見、苦情・要望を受け、その解決や実現を図るため、行政相談員による定例懇談会を開催する。
消費生活センター事業	市	久慈広域住民の消費生活相談を受けるため相談員の配置し、消費者の利益の保護並びに生活の安定及び向上を図るための取り組みを行う。
久慈市交通安全対策協議会補助事業	市（補助）	交通安全思想の普及や正しい交通ルールなどの周知活動を実施する久慈市交通安全対策協議会の活動を支援する。
久慈市防犯協会連合会補助事業	市（補助）	安全安心なまちづくりのために防犯啓発活動を実施する久慈市防犯協会連合会の活動を支援する。

5

目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
各種相談の広報紙等による周知回数（回）	18	20	20	20	20	20
消費者講習会等参加延べ人数（人）	414	420	420	420	420	420
消費者相談受付件数（件）	365	343	334	323	312	300
刑法犯認知件数（件）	72	70	70	70	70	70
交通事故発生件数（件）	723	680	660	640	620	600
飲酒運転検挙者数（件）	12	8	6	4	2	0



第13節 エネルギー対策の推進

1 現状と課題

- 市では、「久慈市復興計画」に「再生可能エネルギー等に取り組む」ことを位置付け、住宅用太陽光発電への補助により市民レベルの取り組みを支援してきたほか、公共施設への発電設備設置、民間事業者による発電事業の誘致に向けた取り組みや研究機関などによる調査事業への協力、木質バイオマスなど有機性資源の活用に向けた取り組みや研究を行っています。

しかし、再生可能エネルギーの導入については、送電網の容量不足による連系制約（※）や、固定価格買取制度の見直し、電力システム改革など国のエネルギーを取り巻く状況が刻々と変化していることから、長期にわたる大規模な取り組みの推進が難しくなっています。

- 地球温暖化の影響により、自然災害の増加や生態系の変化が危惧され、大きな社会問題となっています。

久慈市における温室効果ガス排出量は、2017年度において29.1万 t - CO₂であり、国が基準年とする2013年度（30.3万 t - CO₂）と比較すると4.1%（1.2万 t - CO₂）削減しています。

部門別排出量の経年的な傾向は、家庭部門で減少傾向、産業部門で増加傾向であり、全体としては減少傾向となっていますが、さらなる排出量削減を目指し、市民一人ひとりの省エネ活動に合わせ、事業者の積極的な省エネ活動を促進し、低炭素社会の構築を推進する必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 再生可能エネルギーの導入促進

住宅用太陽光発電の導入促進など市民の取り組みを継続的に支援するほか、国・県などの補助制度を活用し、市内公共施設や事業所などで市に賦存するエネルギーポテンシャルを有効活用できるよう取り組みます。

また、事業者による発電事業においては、情報提供や地区住民との調整に努めるとともに、地域住民自らによる取り組みとの連携が図られるよう支援に努めます。

これらの取り組みを進めるうえで、送電網の脆弱性が支障となっていることから、関係機関・団体などと連携し、国などに対し送電網強化について要望していきます。

② 省エネルギーの促進

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目標とし、省エネルギーの推進やエコドライブなどの省エネ行動の啓発に努め、市民などが主体となる地球温暖化防止活動について支援します。

また、事業活動の省エネルギー化を促進するため、先進的な事業者の取り組み紹介や、省エネ診断・省エネ設備導入支援などの情報周知等に努めます。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、太陽光発電システムの設置をはじめ、各世帯で対応可能な再生可能エネルギー導入に取り組むとともに、省エネルギーに対する身近な取り組みを実践することが期待されます。 事業者は、市に賦存する多様な再生可能エネルギーを活用し、発電施設設置に向けた取り組みを行うとともに、事業活動におけるエネルギー管理の徹底を進めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等への再生可能エネルギー導入を進めるとともに、市民や事業者が行う取り組みへの支援・協力をを行います。 省エネルギーの推進・啓発及び省エネルギー活動を支援します。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
住宅用太陽光発電システム導入促進事業	市（補助）	住宅への太陽光発電設置に支援する。
地域エネルギー会社との連携事業	市、地域エネルギー会社	「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、久慈市の保有施設の使用電力を2050年（令和32年）までに再生可能エネルギー100%を目指すこととしており、目標達成に向け、地域エネルギー会社と連携（情報交換等）をしながら久慈市の保有施設の使用電力に係る再エネ率向上を推進する。
「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」に基づく横浜市との連携推進事業	市	久慈市で発電された再生可能エネルギー電気の余剰分を横浜市に供給することを目的に、スキームの検討等を推進する。
洋上風力発電導入促進事業	市	久慈市沖への洋上式浮体風力発電の導入に向け、各種調査や検討を進める。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入容量(kw)	12末 26,164	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000
温室効果ガス排出量(万t-CO2)※	28.0	26.8	26.3	25.7	25.1	24.5

※R1の実績値はR4年度末に算出されることから、R1数値（基準値）は推計値



第14節 防災体制の充実

1 現状と課題

- 近年、局地的な大雨等により、内水氾濫による浸水被害が頻発しており、ハード対策として、強制排水が可能な雨水排水ポンプ場の早期整備が課題となっています。
- 台風や集中豪雨などによる土砂災害や風水害、また、南海トラフや日本海溝・千島海溝などを震源とする大地震や津波など、全国各地で様々な自然災害の発生が懸念されています。当地域においても、これらの自然災害によって想定される甚大な被害について、湾口防波堤をはじめとする防災施設等の整備を進めていますが、ハード対策のみで対応することは困難であり、市民一人ひとりが日頃から総合防災ハザードマップ等を確認し、災害危険箇所を認識するとともに、指定避難所等について確認しておく必要があります。
- 過去に様々な災害を経験している当地域においても、時の経過とともに世代が変わり過去の災害の記憶も風化し始めています。その一方で、東日本大震災や近年たて続けに襲来している台風による大雨・洪水災害などを経験し、市民一人ひとりの自然災害に対する関心と防災意識が高まっており、自助・共助の必要性が認識され始めています。
- 消防団は、地域防災のリーダーとして地域に密着し、住民の生命と財産を守るという重要な役割を担いますが、近年、消防団員の減少と高齢化が同時に進行しており、若者の入団促進と高齢団員の負担軽減が課題となっています。
また、地域に密着した消防防災活動を行う婦人消防協力隊も隊員の減少が続き解散する隊も出てきていることから、自主防災組織との連携を含め組織の在り方、活動内容の見直しを進める必要があります。
消防団の活動拠点となる消防屯所は老朽化が進んでおり、車両更新とともに多様化する消防活動に対応する安全装備品の整備などが求められることから、計画的に消防設備を整備する必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 浸水対策の推進

「久慈公共下水道事業計画」により、地形的な条件等により自然流下で雨水を排除することが困難な地域について、雨水排水ポンプ場等の整備を推進し、浸水対策に取り組めます。

② 災害に強い地域づくりの推進

さまざまな自然災害による被害を未然に防ぐため、湾口防波堤をはじめとする防災施設の整備を進めることや、災害時における市民の迅速な避難行動が必要となること



から、関係機関、関係課と協力して避難路や避難誘導灯などの整備を進めるとともに、早く正確な災害情報の発信により、災害に強い地域づくりを目指します。

③ 防災意識の啓発

防災センターを活用した体験学習や津波避難訓練、各種広報活動、自主防災組織の結成・育成など、市民の防災意識の啓発・普及に努めます。

また、国・県・関係機関及び自主防災組織や自治会などと連携し、防災行政無線や防災メールマガジン配信サービスなどにより、情報伝達連携体制の充実を図ります。

④ 消防体制の充実

消防団協力事業所等と連携し、消防団員の確保に官民一体となって取り組むとともに、機能別消防団制度の導入などにより、高齢者、女性及び外国人などの多様な人材が消防団活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

また、消防体制の維持強化のため、消防施設、車両、資機材などの計画的な整備を進めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自主的な防災対策を行うとともに、消防団や自主防災組織等の地域の共助活動に積極的に参画することが期待されます。 ・事業者は、各種災害に備えた防災体制の充実を図り、従業員・利用者などの安全を確保するとともに、従業員の消防団活動を勧奨するなど地域の防災力向上に貢献することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業（雨水）の整備を実施し、浸水対策に取り組みます。 ・防災設備などの整備及び国・県に対し要望を行い、災害に強い地域づくりを推進します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川整備（治水）事業では、久慈川等の主要河川の堤防未整備区間の築堤や嵩上げなど、早期整備が図られるよう、県に対し強く要望するとともに、市が管理する準用河川や普通河川等の改修の推進や、大雨による浸水被害を軽減するための雨水排水路施設整備を推進し、洪水対策に努めます。 (2) 湾口防波堤の整備（国）、海岸水門等の自動閉鎖システム（県）の運用など、関係機関と協力し、津波被害の軽減に努めます。 (3) 大地震・大津波の発生に備え、避難路や避難誘導灯などの整備を進めるとともに、適切な情報発信により市民の避難行動を促し、被害の軽減に努めます。 ・防災センターを活用して防災学習を行い、防災意識の啓発や普及に努めます。



市の役割

- ・市民や自主防災組織などを対象とした講演会や研修会等を実施し、防災意識の啓発を行うことにより、命を守るための正しい避難行動につなげます。
- ・難聴世帯の解消に向け、防災行政無線戸別受信機の整備や防災メールマガジン配信サービスの周知などを継続して実施します。また、県の災害情報システム（Lアラート）や災害に強い情報連携システムなどを活用して、住民に対し、さまざまなメディアを通じて迅速かつ正確に防災情報等を伝えます。
- ・常備消防及び非常備消防の体制強化と消防施設の計画的な整備に努めるとともに、団員が活動しやすい環境の整備に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
災害対策事業【再掲】	市	災害に関して、必要な災害予防、災害応急対策を行う。
久慈市避難施設整備事業	市（補助）	避難施設の整備及び設備の充実を図る。
河川整備事業	市	河川の改修を行う。
公共下水道事業	市	内水氾濫による浸水被害を解消するため、雨水排水ポンプ場、雨水排水路の整備等を行う。
海岸保全施設整備事業	県、市	遠隔化を含む水門陸閘の整備を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
湾口防波堤概成状況（m）	2,575	2,855	2,995	3,135	3,275	3,415
避難誘導灯設置事業（基）	0	2	2	2	2	2
消防団員充足率（％）	91.0	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0
消防団員平均年齢（基本団員）（歳）	50.4	50.4	50.4	50.4	50.4	50.4
自主防災組織 組織率（％）	44.3	50.0	70.0	80.0	90.0	100.0



第15節 道路整備の促進

1 現状と課題

- 久慈市と盛岡市を結ぶ国道281号は、岩手県が「復興支援道路」として一部区間で改良整備を行っていますが、平庭峠等の改良整備は進んでいない状況です。
また、今後は国が「復興道路」と位置付ける三陸沿岸道路を活用した具体的な施策の実施が必要であり、ストロー現象による地域経済への影響を最小限に抑える必要があります。
- 交流人口の拡大に重要な役割を果たす主要地方道などの幹線道路の整備について、県内の他地域と比べ立ち遅れている状況にあり、当地域の産業振興の妨げとなっていることから、主要地方道及び一般道の改良整備が必要です。
- 市民生活の基盤である生活道路は、市街地や周辺部での利便性や安全性など生活環境の向上を図るため整備を進める必要があります。また、多様化する市民ニーズへの的確な対応と、より効果的・効率的な行政運営が求められています。
- 都市計画の骨格である都市計画道路の必要性は高いにも関わらず、整備率は依然として低い状況にあることから、交通渋滞の解消や快適な市街地の形成などの利便性が求められています。
- 安全で快適な市民生活を確保するためには、社会インフラである道路・橋梁等の適切な維持管理が重要ですが、多くの既存公共施設の老朽化が進行していることから、交通量、緊急性や重要性等を考慮した計画的な補修等対策が求められています。

2 施策の方向（目指す姿）

① 広域幹線道路網の整備・活用

国道281号の抜本的な改良整備等、広域幹線道路網の整備促進に努めます。

また、三陸沿岸道路の開通効果を最大限に活用するため、広域道の駅の整備に取り組み、地域外から久慈地域に「ひと」を呼び込み、賑わいを創出する施設の実現に取り組みます。

② 幹線道路の整備

市の幹線道路については、救急医療の広域連携による安全性の向上、地域間の交流促進などのため、安全・安心な主要幹線道路網の整備促進に努めます。

③ 生活道路の整備

市道については、幹線道路との連携を図り、整備手法等について検討を加えながら、交通量、緊急性や重要性等を勘案して整備改良を進め、交通危険箇所の解消に努めます。



④ 都市計画道路の整備

安全・安心な交通環境の改善や、健全で快適な市街地形成など都市機能の充実を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

⑤ 道路・橋梁等の計画的な維持・補修

老朽化が進行している既存の道路・橋梁等について、計画的な補修・更新等の老朽化対策や、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。

また、生活道路については、地域の特徴を活かした市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、町内会、事業者、団体は、国道の整備促進につなげるため、要望活動や住民大会などに積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、道路や河川などの地域内環境美化への高い意識を持つことが期待されます。 ・市民、町内会、企業は、道路河川愛護運動などのボランティア活動に参加するとともに、自らが主体となり、地域の道路環境等の維持、改善に取り組むことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道281号の抜本的な改良整備について、国・県に対し継続した要望活動を実施します。 ・整備された道路網を活用し、広域4市町村内の道の駅、観光拠点等との交流・連携が効果的に行われるよう支援します。 ・住民の意見を十分に考慮し、市の活性化や居住環境の向上を図るため、計画的に市道などの整備・管理を進めます。





4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
要望活動	市	道路整備など、国・県に対し各種同盟会等と要望活動を行う。
広域道の駅整備事業【再掲】	広域4市町村	官民連携手法を用い、広域道の駅の整備と指定管理による運営を行う。
道路新設改良事業	市	国の社会資本整備総合交付金や辺地・過疎対策事業などを活用し、市道の整備を行う。
都市計画道路整備事業	市	交通渋滞の解消や快適な市街地の形成などのため、都市計画道路網の整備・検討を行う。
市民協働道路等維持補修事業	市、町内会等	地域住民が主体となり、行政と協働し、地域の道路環境等の改善を図る。
市道維持修繕等事業	市	道路維持補修、計画的な除雪機の更新を行う。
道路施設の老朽化対策事業	市	橋梁等の老朽化した道路施設を定期的に点検・評価し、計画的に修繕等を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
舗装済市道延長 (km)	417.0	417.2	417.4	417.6	417.8	418.0
橋梁の長寿命化修繕率 〔早期措置段階（Ⅲ判定）橋梁〕 (%)	14	57	57	93	93	93





第16節 港湾整備の促進

1

現状と課題

- 港湾管理者（岩手県）が、港湾機能の強化に向け、必要に応じた港湾施設の整備・修繕を行っています。

これまで、東日本大震災からの復興をはじめ、諏訪下地区の野積場の舗装、エプロン打換、岸壁補修、玉の脇地区の防波堤改修、半崎地区の臨港道路舗装など、必要な施設整備が随時行われてきましたが、今後は、荷役稼働を進める上で利便性向上に向けた新たな施設の整備促進が望まれます。

- 久慈港湾口防波堤は、津波被害から市民の生命・財産を守るとともに、港内の静穏度の向上による岸壁荷役効率の向上、船舶の避難泊地の確保を目的に、国直轄事業として平成2年度から整備が進められています。市のまちづくりは、湾口防波堤の完成が前提となっており、1日も早い完成が期待されています。

久慈港湾口防波堤の計画延長は3,800m（北堤2,700m、南堤1,100m）であり、令和元年度末の概成（※）延長は2,575m（北堤1,475m、南堤1,100m）と、進捗率約68%となっています。南堤は既に概成しておりますが、北堤は約55%の進捗にとどまっていることから、早期完成に向け、国などに対し要望活動を継続していく必要があります。

- 港湾の利用状況を示す指標となる取扱貨物量が増加傾向にあることから、新たな荷主の掘り起こしや港湾利用型企業の誘致、既存利用企業の支援など、貨物量の更なる拡大に向けた取り組みを引き続き強化する必要があります。

また、港の賑わい創出による利用促進対策の一環として、クルーズ客船の誘致活動に取り組み、平成26年度から令和元年度において累計8隻の客船寄港を受け入れており、観光振興や地元経済の活性化につなげています。

なお、平成27年度に施設が復旧した「久慈地下水族科学館『もぐらんぴあ』』については、国土交通省東北地方整備局が認定する「みなとオアシス」に位置付けられていることから、港湾振興の観点からも施設の有効活用を進める必要があります。





2 施策の方向（目指す姿）

① 港湾機能の強化

湾の利用状況を示す指標となる取扱貨物量の拡大を図るとともに、港湾背後地における市民生活や企業活動の安全・安心を確保することから、港湾管理者と連携した施設整備・安全対策を進め、久慈港の振興に努めます。

② 湾口防波堤の整備促進

久慈港湾口防波堤は、令和10年度の完成予定であることから、着実な進捗が図られるよう国などに対する要望活動を継続的に行うとともに、市民や企業などに対して整備効果を広く発信するため、講演会や見学会の開催による広報活動を展開します。

また、湾口防波堤工事の進捗に伴い創出される静穏域の活用について、具体的な調査・検討を進めます。

③ 港湾の利用促進

貨物取扱量の増加に向け、港湾貨物の既存利用企業への支援を強化するとともに、「久慈港利用貨物拡大事業補助金」などを活用しながら、新たな荷主の掘り起こしに向けた効果的なポートセールスに努めます。

また、港の賑わい創出に向けては、関係機関・団体と連携し、クルーズ客船の誘致や「みなとオアシス」の振興に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、湾口防波堤整備の効果について理解を深めることが期待されます。 ・市民や市内団体などは、港湾関係のイベントに積極的に参画し、港湾の賑わいづくりに協力することが期待されます。 ・事業者は、物流面における港湾利用を検討し、港の活性化に協力することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設の把握に努めるとともに、当該施設の整備促進に向け港湾管理者と連携した取り組みを進めます。 ・湾口防波堤整備の着実な進捗が図られるよう国などに対する要望活動を積極的に行うとともに、市民や企業などに対して整備効果を広く発信するための広報活動を展開します。 ・関係機関・団体との連携により、静穏域の活用策についての調査・検討を行います。 ・貨物取扱量の増加に向けたポートセールスの展開と港湾利用事業者への支援、港の賑わいづくりに向けた各種の取り組みを行います。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
要望活動	市、関係団体	港湾整備について、国、県に対し、関係団体等と要望活動を行う。
久慈港利用貨物拡大事業	市（補助）	久慈港を新規利用、利用拡大した荷主に対し支援する。
クルーズ客船誘致活動	市	久慈港の賑わい創出や地元経済への波及効果に向けクルーズ船を誘致する。
久慈湾利活用調査・検討	市、関係機関・団体	湾口防波堤完成により創出される湾内の静穏域活用に向け、調査・検討を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
港湾貨物の取扱量（t）※	325,000	335,000	340,000	345,000	350,000	355,000
湾口防波堤概成状況（m）【再掲】	2,575	2,855	2,995	3,135	3,275	3,415
クルーズ船受入れ回数（回）	3	2	2	2	2	2

※港湾貨物の取扱量（t）のR 1基準値は三陸沿岸道路の工事が令和2年度に完了することを考慮し、令和元年度取扱量から砂、砂利、石材、スラグを差し引いた325,766(t)を基準にしたもの。また、暦年での積算である。





第17節 街並み環境整備の促進

1 現状と課題

- これまで住宅や大型店舗などが郊外に立地してきた事により、市街地が拡大してきましたが、今後、人口減少・高齢化がさらに進むことで、人口密度の低い市街地が広く形成され、車の運転が困難な交通弱者が、医療、福祉、買い物などの生活を支えるサービスの提供を受けにくくなることが懸念されています。
- 核家族化も進んでいることから、空家が増加しており、その中でも管理が行き届かず、安全上・衛生上・景観上・防犯上など、問題のある空家が増えることが懸念されています。
- 市営住宅などにおいて、老朽化や耐用年数を大幅に超過した住宅が多く、修繕費用が嵩んでいる状況にあり、計画的な長寿命化対策又は用途廃止が必要になっています。
また、市内各地区に小規模な市営住宅が点在しており、施設の維持・管理に掛かる費用負担が大きいことから、更新にあたっては縮小や廃止など社会情勢に沿った計画や、新たな運営方法も踏まえた対策を講じる必要があります。
- 市民が憩い、安らぎ、交流する場やスポーツレクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場として、さらに避難場所や防災拠点などさまざまな役割を持つ公園・緑地の維持管理が求められています。

2 施策の方向（目指す姿）

① 集約型の地域づくり

今後は、無秩序な市街地の拡大を誘発しないよう、都市機能を有する拠点は市街地に計画的に配置し、集約型の都市構造を目指し、地域の拠点と市街地を公共交通機関などで結ぶことにより、過度に自家用車に頼らずバスや徒歩等で暮らせる地域づくりの推進に努めます。

② 空家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を平成29年度に策定し、所有者等の維持管理を促し、問題のある空家を増やさないこと、また、利用可能な空家の活用により、U・J・Iターンによる移住・定住を促進するなど、空家管理を促します。

③ 住環境の向上

人口の減少見直しを踏まえ、老朽化が進んでいる市営住宅の長寿命化対策又は用途廃止などに取り組み、更新にあたっては市営住宅の総量や負担などを踏まえ、民間事業者の資金とノウハウの活用を検討し、安全で安心な住環境の供給に努めます。



④ 公園・緑地の維持管理と活用促進

公園・緑地の計画的な維持修繕や定期的なパトロール等を実施し、安全確保に努め、市民が憩い、安らぎ、交流する場やスポーツレクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場を提供します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、 団体などに期待される 役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、住宅の建替えや住み替えを検討する際に、都市計画区域内や地域の拠点となる場所及びバス路線沿いを検討することが期待されます。 ・市民は、空家の管理は第一義的には所有者・管理者にある事を理解し、その管理に努めることが期待されます。 ・市民は、市営住宅の適切な使用管理をすることが期待されます。 ・市民は、公園・緑地の適切な利用や維持管理に協力することが期待されます。 ・事業者は、バス路線沿いや都市計画区域内の用途区域など、交通弱者となっても、快適に生活できる良質な住環境の提供（新築・改築・住み替え）が期待されます。 ・事業者は、空家の管理や、利活用可能な空家の売買・賃貸・リフォーム等の関連事業の推進が期待されます。 ・事業者（指定管理者など）は、公園・緑地の維持管理を適切に行うことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市機能拠点の配置に努めます。 ・空家対策計画に基づき必要な措置を実施することで、空家の利活用の適正な管理を促します。 ・市営住宅の建替えや長寿命化対策又は用途廃止など社会情勢に沿った住宅供給に取り組みます。 ・公園・緑地の施設更新、維持管理を行います。





4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
空家再生等推進事業	市	空家等対策計画の見直し、適正管理の促進啓発を行う。
市営住宅改修事業	市	市営住宅の耐久性や防水性、断熱性能などの機能向上及び維持保全により長寿命化を行う。
市営住宅整備事業	市	老朽化した市営住宅の建替え整備などを行う。
市営住宅解体事業	市	老朽化した市営住宅の解体撤去を行う。
都市公園長寿命化事業	市	維持管理費の低減及び安全確保のため、都市公園の長寿命化を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
市営住宅の外装改修・解体の工事戸数(戸)	0	10	10	12	12	10
市営住宅の外装改修・解体の工事率(%)	0	18	37	59	81	100





第18節 生活環境基盤整備の促進

1 現状と課題

- 水道事業は、今後予測されている人口減少に伴い、給水収益が減少し経営がますます厳しさを増すものと予測されておりますが、老朽化した施設が増加していることから、水道水の安定供給のため更新等の事業を計画的に実施する必要があります。
また、令和元年10月に昭和59年以来の料金改定を実施したところでありますが、更に経営の効率化を図りながら、定期的な水道料金の見直しを行い、経営の健全化を目指す必要があります。
- 下水道事業では、未普及地域の解消のため、民間のノウハウを活用した官民連携事業の導入などにより整備を進めてきましたが、未だ污水处理施設の普及率及び水洗化率は低い水準であり、その向上が課題となっています。
また、下水道施設の老朽化が進行しており、下水道施設全体を中長期的な視点で計画的かつ効率的に管理し、持続可能な下水道機能の確保が重要となっています。
なお、令和元年度から公営企業会計に移行したところですが、今後、人口減少等に伴う使用料の減収により、下水道経営の厳しさが増していくことから、引き続き下水道経営の健全化に向けて取り組む必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 安定した給水体制の確保

水道水の安定供給を図るため、久慈市水道事業基本計画に基づき、水道施設の計画的な更新等を行います。
また、更新費用の確保のため、経営の効率化を図るとともに、定期的な水道料金の見直しについても検討していきます。

② 污水处理施設の整備

下水道事業では、「污水处理施設整備構想」「久慈公共下水道事業計画」「漁村マスタープラン」「循環型社会形成推進地域計画」等により、地域の実情を踏まえた効率的な整備を推進し、河川・沿岸地域の水質保全や生活環境の改善に努めます。
また、下水道施設の老朽化対策については、「下水道ストックマネジメント計画」「漁業集落排水施設機能保全計画」を策定し、計画的な点検・調査に基づき、良好な施設状態を維持しながら、施設全体のライフサイクルコストの低減に努め、修繕・改築等を実施します。



3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 水道使用者は、水道事業に対する理解を深め、水道経営や更新事業に理解・協力することが期待されます。また、災害時における給水活動や復旧作業などに積極的に協力することが期待されます。 市民は、排水設備の整備及び浄化槽施設の整備に取り組むことが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 安定した給水体制の確保のため、水道施設の計画的な更新を進めます。 水道事業の仕組みや整備計画、経営状況について積極的に公開し、水道使用者からの理解を得られるよう努めます。 水道事業及び下水道事業の経営の効率化や健全化を進めます。 下水道事業を計画的に実施し、未普及地域の解消に努めます。 下水道施設の老朽化対策を計画的に実施し、良好な維持管理等に努めます。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
水道施設更新等整備事業	市	施設の効率化、経年化設備更新、経年化管路更新、水圧適正化事業、配水管新設を行う。
公共下水道事業、漁業集落排水整備事業	市	未普及地域を解消するため、汚水管路施設等の整備を行う。
下水道施設の老朽化対策事業	市	下水道施設の老朽化が進行しており、予防保全管理を実践し、計画的かつ効率的な管理により修繕・改築等を行う。
公共下水道水洗化促進事業	市	公共下水道の水洗化率の向上を図るため、排水設備等の設置を支援する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
汚水処理施設普及率（％） ※普及人口／行政区人口	63.3	67.0	68.5	70.0	71.4	72.9



第19節 情報通信環境の充実



1 現状と課題

- インターネットを介したサービスの多様化に伴い、携帯電話や超高速ブロードバンド回線は、災害時の情報収集、電話の利用、インターネットの閲覧など生活の基盤となる重要なインフラとなっています。
今後もインターネットを利用したサービスの増加が想定されることから、不感地域を解消するとともにインフラ設備の適切な維持管理を行う必要があります。
また、住民が情報通信手段を有効活用できるよう利用者側への支援についても進める必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

- **情報通信環境の充実**
市民や事業者が、平時や災害時において情報を受発信するとともに、インターネットを介した多様なサービスを利用できるよう努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、セキュリティなどの安全に配慮し、趣味や生活の充実、災害時などの情報受発信に活用することが期待されます。 ・事業者やNPOなどの団体は、事業活動やホームページなどの情報発信などで有効に活用することが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口予測や財源などの長期的な視点にも配慮しながら、情報通信環境の充実や利用者の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
携帯電話不感地域解消事業	市	携帯電話不感地域解消に向け、不感地域調査を実施し、携帯電話事業者と協力して不感地域の解消に努める。
ICT活用事業	市	インターネットを介したサービス利用の支援、積極的な情報の受発信を行う取り組みを推進する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
携帯電話不感地域（世帯数）	145	100	90	85	80	75
市が整備した超高速ブロードバンドの利用数（回線数）	734	650	700	750	800	850

第1章 序論

第2章 基本構想

第3章 SDGsの取組

第1章 重点戦略

第2章 基礎戦略1

第3章 基礎戦略2

第4章 基礎戦略3

付属資料